

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 21 年 12 月 11 日  
（下線部分変更）

新	旧
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(権利落相場等の株式に係る評価額の計算方法)</p> <p>第 2 条 規則第 9 条第 2 項なお書（規則第 24 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する細則で定める計算方法により算出された価額は、次に掲げる株式について自主規制委員会が定める計算方法により算出される価額とする。</p> <p>(1) 新株引受権がなくなったとき（以下「権利落ち」という。）の旧株式及び新株式</p> <p>(2) 配当請求権がなくなったとき（以下「配当落ち」という。）の株式</p> <p>(3) 権利落ちと配当落ちが同時の場合の株式</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p><u>(4) 子会社株式引受権の権利落ちの株式</u></p> <p>(5) <u>株式併合後の売買開始日の株式</u></p> <p>(6) 会社合併の新株式</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p> <p>附則 この改正は、平成 年 月 日から実施する。</p>	<p>第 1 条 (同 左)</p> <p>(権利落相場等の株式に係る評価額の計算方法)</p> <p>第 2 条 規則第 9 条第 2 項なお書（規則第 24 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する細則で定める計算方法により算出された価額は、次に掲げる株式について自主規制委員会が定める計算方法により算出される価額とする。</p> <p>(1) 新株引受権がなくなったとき（以下「権利落ち」という。）の旧株式及び新株式</p> <p>(2) 配当請求権がなくなったとき（以下「配当落ち」という。）の株式</p> <p>(3) 権利落ちと配当落ちが同時の場合の株式</p> <p><u>(4) 資本減少の株式</u></p> <p><u>(5) 子会社株式引受権の権利落ちの株式</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(6) 会社合併の新株式</p> <p><u>(7) 公募増資等で配当差額が発生する場合の株式</u></p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>